

平成 29 年度

監 事 監 査 報 告 書

平成 30 年 5 月 31 日

学校法人駒澤大学
理 事 会 御 中

学校法人駒澤大学

監事（常勤）

青山伸一 

監事

伊東威亨 

監事

久野雅賢 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人駒澤大学寄附行為第 10 条第 2 項の規定に基づき、学校法人駒澤大学の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人から意見を聴取し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人駒澤大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上

平成29年度

監事監査報告書

平成30年5月31日

学校法人駒澤大学
評議員会 御中

学校法人駒澤大学

監事（常勤）

青山伸



監事

伊東武彦



監事

久野雅寛



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人駒澤大学寄附行為第10条第2項の規定に基づき、学校法人駒澤大学の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人から意見を聴取し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人駒澤大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上